支援助

若者の人材確保及び町 への移住定住を促進するため、 人材不足が著しい

奨学金の返還の

助成金)の認定を受ける必要があります

応募要件

対象業種

令和4年度に県助成金を交付される方の申請期限

7月29日(金)

企画課 経営企画室 TEL 0859-68-4212

高齢者住宅改良助成事業を利用できる方

対象となる住宅改修の種類

補助金の交付額

介護保険の給付を超える部分について最大80万円が補助対象基準額とな り、そのうち3分の2が補助されます。※交付は、現在の住まいについて、原則1回

伯耆町ホームページ

健康対策課 生活相談室 TEL 0859-68-5535

③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の

⑥その他、①~⑤の改修に付帯して必要となる工事

介護保険の要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1~5のいずれかに認定

③薬剤師の職域

6旅館・ホテル業

伯耆町ホームページ

次の①~⑤全てに該当する方

④伯耆町に住所がある ⑤町税の滞納がない

①製造業

4建設業

い。

問い合わせ先

①手すりの取付け

②段差の解消

材料の変更

限りです。

4引き戸などへの扉の取替え ⑤洋式便器などへの便器の取替え

その他 工事着手前に申請が必要です。 申請は随時受け付けています

(予算が無くなり次第、終了)。

申請・問い合わせ先

②前年度奨学金の返還がある

①県助成金の交付決定を受けている

今年度就職9年度目以内である

③鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職し、

②情報通信業

⑧農林水産業(法人等又は農林水産業協同組合)

された方で、市町村民税非課税世帯の方

その他

助成金額・期間等、詳しくは伯耆町ホームペー ジをご覧いただくか、下記へお問い合わせくださ

⑦民間の保育士・幼稚園教諭の職域

⑤建設コンサルタント業

内の対象業種に就職した方を対象に、 助成を受けるには、就職前に「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金 一部を助成します。

できます。

改修をした場合、 できるように、

介護を必要とする人が住み慣れた自宅で安全に生活

広報ほうき (No.209) 令和4年5月号

介護保険の給付を超える大規模な住宅

申請すると町の補助を受けることが

8